

山 広報 令和2年(2020)

6 月号 No.756

きなりの郷とは… 純粋、素朴、まざりけのないと言った意味で、「本物の暮らしのある村」という願いを込めた言葉です。

きなりの郷

下北山

紫陽花 (池原で撮影)



## 新型コロナウイルス

### 緊急事態宣言解除を

#### 受けてこれまでの

#### 村の取り組み・

#### 対応について

1月中旬、全国的に新型コロナウイルス感染症の報道がマスコミを通じて流れる中、本村では奈良県、近隣市町村と情報を共有しながら対応してきました。

2月には、密集を避けるため、止む無く、さくら祭りを始めとする行事等の中止、子どもたちの安全を確保するため、小中学校の臨時休校措置などを決断し、新型コロナウイルスによる影響は、今まで村が経験しなかった事態を招き始めました。

4月7日、7都府県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県）に緊急事態宣言が発令され、本村においても翌日に対策本部を設置しました。

その後も全国的に感染者が急増し、4月16日には全ての都道府県に緊急事態宣言が発令され、村民の皆様に対しても生活の中での感染予防対応や移動の自粛などご協

力いただいたところで。更に5月4日には緊急事態宣言が5月末日迄に延長すると決まりましたが、5月14日に39県に緊急事態宣言が解除となりました。

しかしまだまだ油断を許す状態ではなく、継続した感染予防並びに関係機関との調整対応にあたってまいります。

#### 学校・施設における

#### 感染拡大予防策について

##### 【小中学校】

4月22日より学年別分散登校、4月27日より完全休校、5月18日から通常登校となりました。（これまで同様に、検温、児童生徒の席の間隔、教室の換気、室温管理、マスクの着用などを徹底し対応を継続）

##### 【保育所】

4月24日より規模縮小にて保育を実施し、5月18日からは通常保育となりました。

【スポーツ公園関連施設（宿泊施設・温泉・キャンプ場等）】

村の観光拠点として多くの来訪客を受け入れてきましたが、その多くは、県外を含む不特定多数のサッカー合宿やキャンプ客などの

ことから、営業開始以来、初めて4月20日から5月31日まで臨時休業となりました。6月1日より感染拡大予防対策を講じながら営業を再開します。

【いこいの郷（入居部門・デイサービス部門）】

5月1日より入居者との外部来訪者の制限を実施、またデイサービス利用者についても時間短縮にて入浴のみ実施しました。

5月18日より通常デイサービスとなりました。

##### 【役場】

職員が新型コロナウイルスに感染することも想定し、所属課全員が濃厚接触者となることも回避するとともに、最低限の役場機能を維持できる体制を目的に、職員2交替制を4月27日より5月15日まで実施し、村民の皆様にもご迷惑をお掛けしました。

#### 家計への支援策について

国においての支援策として、住民生活維持のため「特別定額給付金」の申請書を5月7日に発送し、1回目の給付を5月22日に振込、その後随時振込を実施しております。

（5月28日現在、申請率91%）

#### 外出自粛のご協力について

ゴールデンウィーク中の不要不急の外出自粛については、村民の皆様のご理解ご協力もあり、人との接点が減り、3密を回避することができました。

#### 情報発信について

感染予防・感染時の対応、行政行事の変更等を文字放送でお知らせするのと合わせて、ホームページにおいても、国の支援策等の情報をお伝えするため、専門のバナーを設置し、きめ細やかな情報発信に努めて参りました。

新型コロナウイルスが終息するまでには、まだまだ気を緩めることのできない状況ではあります。これからは新型コロナウイルスと共存するかたちで、今後も予想される第2波、第3波に備え、新しい生活様式を取り入れた生活を送れるように努める必要があります。

引き続き、「うつらない、うつさない」行動に留意いただき、村内でも発生しないよう、今後も村民の皆様のご理解ご協力のほどお願い致します。

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

## 徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
  - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### 対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる地方税

- ・令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。
- ・これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

### 申請手続等

- ・関係法令の施行から2か月後（令和2年6月30日）、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

## 新型コロナウイルス 国民健康保険被保険者に傷病手当金を支給します

#### 【対象者】

下北山村国民健康保険の被保険者で給与の支払いを受けている人のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため勤務することができない人に傷病手当金を支給します。

#### 【支給対象日数】

勤務ができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務ができない期間のうち、勤務を予定していた日

#### 【支給額】

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を勤務日数で除した金額×2/3×日数（支給対象日数）

#### 【適用期間】

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間の療養のため勤務することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

#### 【申請方法】

申請を希望する場合は、必ず事前に電話でご連絡ください。

☎住民課国保係 07468-6-0001



# 後期高齢者を対象に「お口の健康診査」口腔健診を実施します

高齢者の健康を保持・増進し、生活の質(QOL)の向上を図り、健康寿命の延伸を目的とします。

○健診対象者：75歳・80歳・85歳(4月1日現在)の奈良県後期高齢者医療加入者。

○健診料：なし

○実施期間：6月1日～12月20日

○実施方法：一般社団法人奈良県歯科医師会に属する奈良県の歯科医療機関にて、口腔健診を実施。

○口腔健診実施歯科医療機関一覧表(吉野町・大淀町・川上村)：下記のとおり

## ◎口腔健診の申込み方法

口腔健診実施歯科医療機関一覧表にある歯科医療機関へ、事前にご予約いただき、受診当日に健診券(はがき)※・被保険者証をご持参ください。

※健診券(はがき)は5月下旬に奈良県後期高齢者広域連合より健診対象の方へ送付されます。

◎新型コロナウイルス感染症の動向に応じて、口腔健診事業の内容を一部変更する場合がありますのでご注意ください。

【お問合せ】奈良県後期高齢者医療広域連合事業課 TEL：0744-29-8430

## 【口腔健診実施歯科医療機関一覧表 吉野町・大淀町・川上村】

木村 歯科 医院	〒639-3433 吉野郡吉野町新子364	☎0746-36-6953	岡下 歯科 医院	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵908-1	☎0747-52-2266
森口 歯科 医院	〒639-3111 吉野郡吉野町大字上市2345	☎0746-32-2568	今西 歯科 医院	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵96	☎0747-52-7841
笹木 歯科 医院	〒639-3114 吉野郡吉野町丹治135-3	☎0746-32-5048	尾上 歯科 医院	〒639-3126 吉野郡大淀町新野241-1	☎0746-32-0006
辻井 歯科 医院	〒639-3103 吉野郡吉野町平尾312	☎0746-32-8134	うえむら歯科医院	〒638-0812 吉野郡大淀町検垣本1677-1	☎0747-52-2468
土居 歯科 医院	〒639-3112 吉野郡吉野町立野222-1	☎0746-32-2623	川上村歯科診療所	〒639-3543 吉野郡川上村大滝30	☎0747-53-2088
今元 歯科	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵195-1	☎0747-52-0821			

## 婚活事業助成金の お知らせ

素敵な出会いを応援します  
下北山村は、村民の皆様の結婚を応援するための補助事業を行っております。

婚活イベントなどの参加費及び、自らが開催する結婚活動を目的としたイベント開催にかかる費用の一部を村が条件付きで助成いたします。

○対象者：50歳未満の未婚の方  
○内容：

- ・婚活イベントの参加費用(費用の9割以内。上限3万円)
- ・結婚活動を目的としたサークル活動費用(費用の2/3以内)

※予算の範囲内で助成させていただきます。

○申請期間：随時受付

奈良県でも、「なら婚活応援団」が婚活イベントの情報提供等の婚活支援を実施しておりますので、ご利用ください。  
「なら婚活応援団」

Id.: <https://www.naradeai.pref.nara.jp/>  
【申請・詳細】0744-0500の問合先  
地域創生推進室 ☎6-0001



## 下北山村歯科診療所が開院

本年5月12日(火)より「下北山村歯科診療所」が新しく開院し、多くの村民の方々が利用して下さっています。

利用者からは「わざわざ熊野まで入れ歯の調整に行かなくてよくなって、良かったよ」「ありがたい」など温かい言葉をたくさんいただいております。

これからも日頃の歯の健康づくりにお役立て下さい。

【場所】下北山村寺垣内1033(診療所2階)

【受付時間】10時～13時

【歯科医師】

○第1・3・5火曜日

奈良県立医科大学口腔外科勤務

中上 佳寿彦 歯科医師

○第2・4火曜日

奈良県立医科大学口腔外科勤務

今田 光彦 歯科医師

【治療費】 保険の自己負担割合、治療内容によって変わります

【予約】診療所 ☎6-0130



「村民の皆さん、これからよろしくお願ひします。」

# 毎年6月は土砂災害防止月間です

## ～あなたの住んでいる地域は安全ですか？～

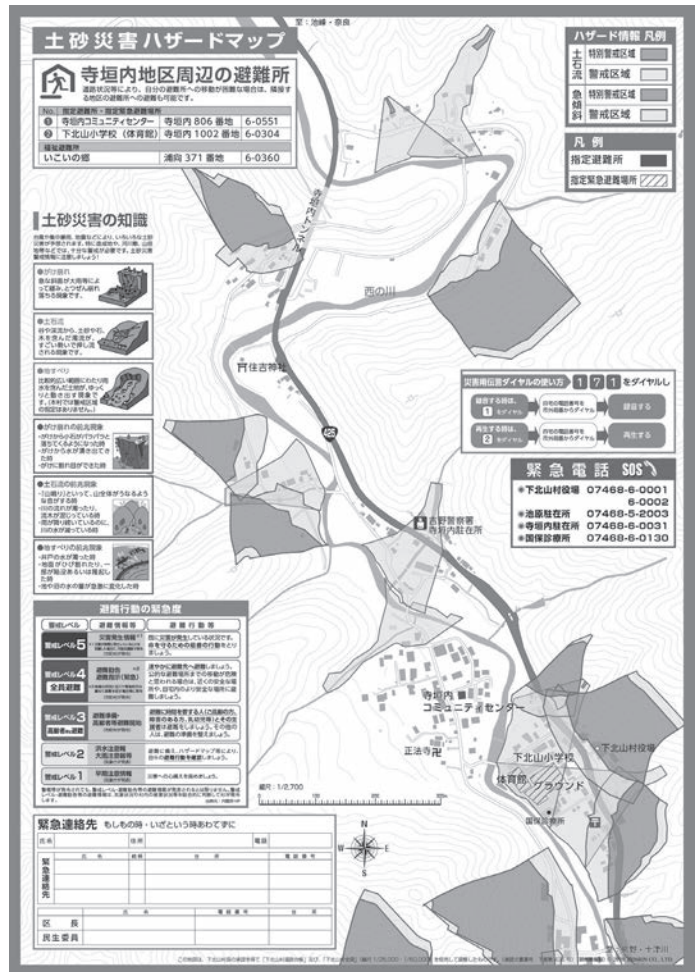
平成23年9月。紀伊半島に台風12号が上陸し、奈良県でも南部地域を中心に記録的な豪雨に見舞われました。この台風による降水量は年間降水量の約6割にも及んだ地域もあり、死者・行方不明者24名、全・半壊家屋118棟という甚大な被害が発生しました。

このような土砂災害を防ぐために村では、砂防事業等のほか、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が記載されたハザードマップを製作しました。

このハザードマップは、以前に各家庭に配布したところですが村のホームページで確認することもできます。

また、追加で必要な場合は、下北山村役場に配布しております。

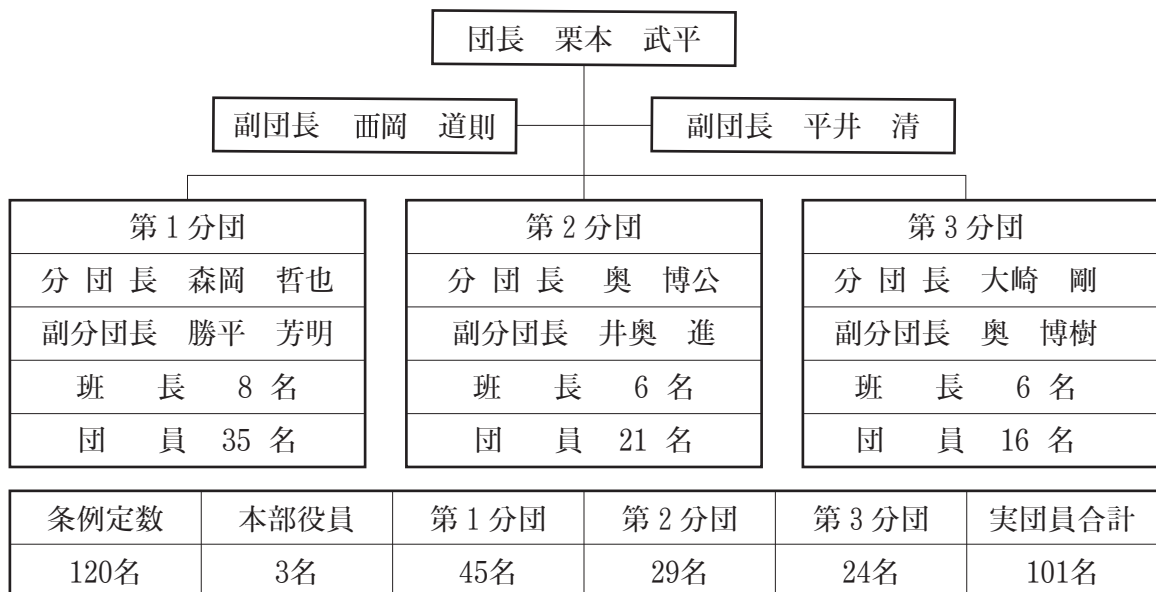
6月は土砂災害防止月間です。みなさんも自分の住んでいる地区が安全かどうかを確かめ、災害に対する心構えをいま一度見つめ直して頂きますようお願いいたします。



土砂災害ハザードマップ ※役場にて配布しております。

### 下北山村消防団 人員配置図

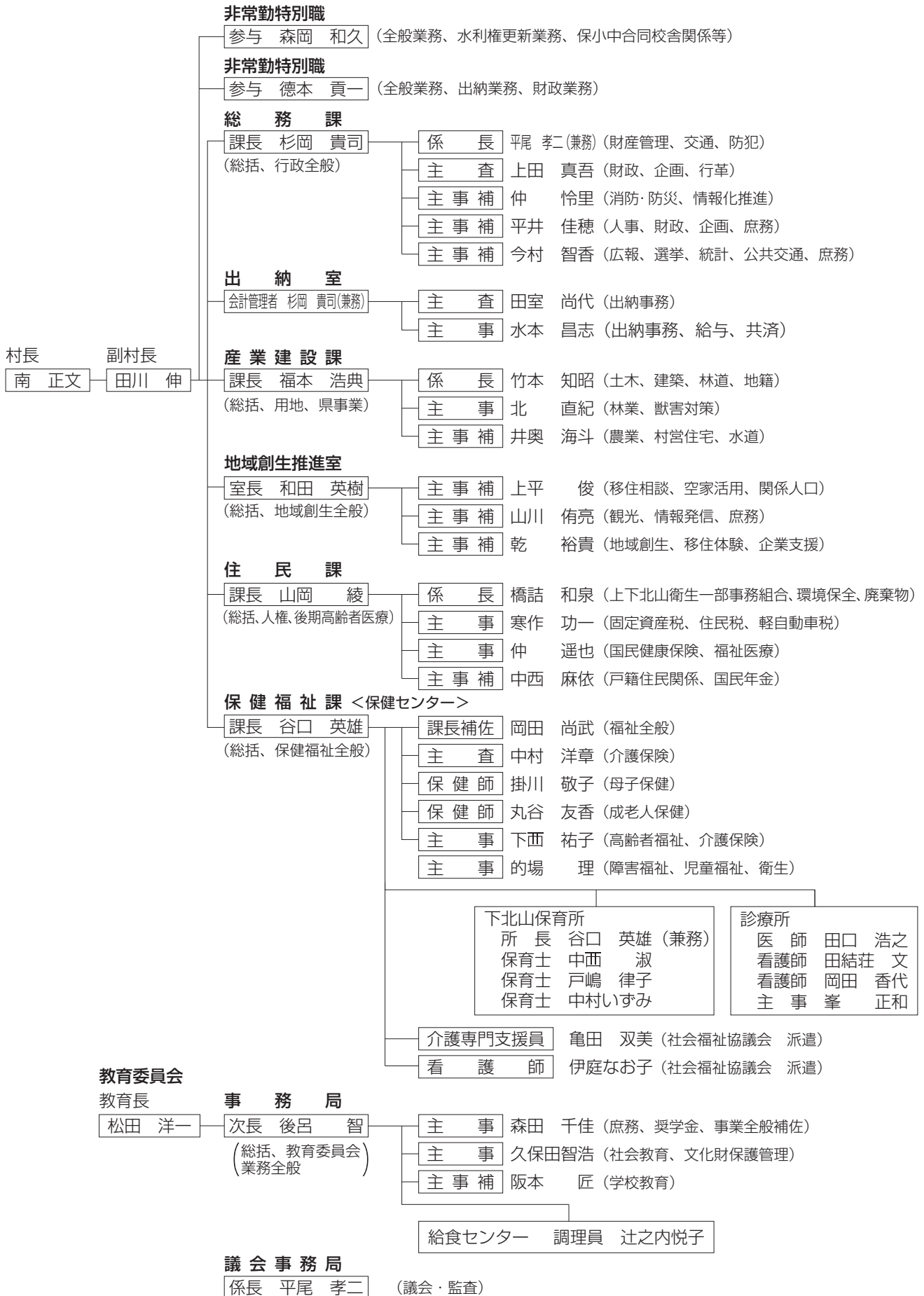
令和2年6月1日現在



このページに関する問合せ先：総務課 消防・防災係 ☎6-0001

# 下北山村行政組織図および人員配置

令和2年4月1日現在





# 協力隊のつづき

## その84

今月号の協力隊のつづきは  
仲が担当します。

皆さん、こんにちは！  
BIYORI (ビヨリ) の管理人の仲奈央子です。

コロナウイルスの影響でしばらく休業していたBIYORI。イベントも全て延期となり、村民さんのカフェ利用も出来なくなりました。「人と人とのつながりを生む場所」として存在するBIYORIとして、「何か、今できることは無いか？」ということを考えて、5月から期間限定

で「おうちで下北山村を楽しむ」をテーマに、きなり館に置いている『村の特産品』をネットで受付る取り組みを始めました。

購入いただいた方には任意で、今回の注文のきっかけと下北山村とのゆかりをお伺いしているのですが、『下北山村が好きで毎年訪れている方』『元山村留学生さん』『釣りの途中で怪我をしてしまった際に村民さんに優しくしてもらった方』『下北山村出身だがしばらく帰っていない方』など、様々な理由で下北山村のファンの方がいらっしやることを知りました。

“こんな状況だからこそ、新たにこのような方達とつながる事が出来たのだ”、と考えると、全てがマイナスに傾いているように見える今のこの世の中も、新たな暮らし方や人とのつながり方を発見できる、良い機会だと捉えることが出来ます。

一旦、ゴールデンウィークに間に合わせたい！と取り急ぎ始めた取り組みですが、今後、世の中の動きに柔軟に対応しながら、どのような形でこの取り組みをつなげていくべきか、ワクワクしながら考えております。

更に、賞味期限間近の特産品を廃棄せずに、遠くの下北山村ファンの方にお届けできることも、大変嬉しく思っております。地域住民の方々の協力によって、一つ一つ地道に丁寧につくられている特産品を無駄にせず、少しでも多くの方の手元へ届けたいと考えました。

今回の取り組みにおいて、直接会う回数が減ったとしても、新しい形でコミュニケーションをとれるということを知りました。この学びを、今後のBIYORIの運営にも生かして、日々頑張りたいと思います。(とはいえ、やはりみなさんと直接お会いしてお話できることを心待ちにしています☆)

6月以降のBIYORIの今後の営業方針については、この原稿を書いている5月半ば、まだ定まっていないので、決まり次第、改めて告知させていただきます(・\_・)P■

最後になりましたが、きなり館のスタッフの方々、生産者さん、役場職員の担当者さんの協力があり、取り組むことが出来ました。本当にありがとうございました。

**BIYORI (ビヨリ) とは**

- コーヒーが飲める
- 仕事ができる (インターネット使い放題)
- 打ち合わせができる (会議室あり)
- イベントができる (スペースお貸しします)
- オープンキッチン貸出 (ランチ提供してくれる方、募集中)

皆さんからの情報や人と人とのつながり・交流によってBIYORIは更に素敵な場所になることができます。(・\_・)P■

※6月以降のBIYORIの今後の営業方針については、決まり次第、改めて告知させていただきます！

公式フェイスブックで  
情報チェック♪  
携帯電話のカメラで読み取り→

このたびは、下北山村の特産品をお買い上げいただき誠にありがとうございます。おうちで下北山村を楽しんでいただき、みなさんの心が少しでも晴れますよう祈っております。また、心ばかりですが、下北山村きなり館の湯の温泉券2枚を同封させていただきます。いつか、日常の暮らしに戻った頃、下北山村に足を運んでくだされば嬉しいです。

SHIMOKITAYAMA BIYORI  
特産品のお届けの際に同封したお手紙♪

SHIMOKITAYAMA BIYORI  
(シモキタヤマ ビヨリ)  
浦向24-1  
旧やまびこ寮  
TEL: 07468-9-0014



# 新協力隊員紹介

安井洋文隊員



初めまして、5月から協力隊(自伐型林業)として委嘱されました安井洋文(やすい ひろふみ)と申します。40歳。独身です。

出身は大阪市。大阪で繊維関係の商売をしていた父と檀原市出身の農家の娘の母との間に生まれました。父の趣味は釣りで、幼い頃は海によく連れていってもらいました。一方、山が好きだった母には、登山やハイキングに。そんな影響もあってか、大学卒業後は、システムエンジニアとして東京で働いていましたが、自然の中で体を動かす仕事に就きたいという思いから、兵庫県の生野町へ引っ越し、14年間、地元の森林組合で造林・育林の仕事に携わってききました。

そして、転機は今年の初め、「自伐型林業」という小規模、環境保

全型の林業経営の手法を知りました。今後は、そういったかたちで林業に関わっていきたいと思っていたところ、役場の林業担当の方とのご縁があり、この春、移住を決めました。

自伐型林業は、これからの森林・林業において将来性、可能性が大いにあると思いますが、個人の力だけでは到底解決できないような課題もまだまだ多く、おそらく厳しい道のりになると思います。山への思いのある方々みなで力を合わせて取り組んでいきたいと思っています。そして、将来は自立し、責任を持った仕事ができるよう、村でしっかり根を張って暮らしていけるよう頑張っていこうと思っています。これからどうぞよろしくお願い致します。

石丸慎吾隊員



愛媛県出身になります。以前は長野県の上伊那森林組合で伐採・搬出作業等を行っていました。縁

があつてこの5月から下北山村で地域おこし協力隊員として活動することになりました。協力隊での活動内容は、下北山村の山をまとめたり、管理をできるように経験を積むことです。下北山村の山林は、手が入っていない場所が多いので、できるだけ早く間伐をする必要があります。間伐を早く進めるためには、いくつもの山をひとまとめにしてから作業をすると効率よく進められます。

5月12日からは佐田地区の山の境界を確認作業の下準備をしています。境界確認のために、林政アドバイザーの高橋啓さんから境界の調査に必要な道具の使い方や公図の読み方・使い方などを教わりました。また、役場の北直紀さんからは、下北山村の林業の歴史から、所有者さんの名前の読み方といった情報などを教えていただきました。境界確定に向けた作業では現地に境界杭や書付が無い山が多く、山主さんのお宅を訪ね、聞き取りに伺うこともあります。

で、その際はよろしくお願いいたします。

境界を確定するためには、山主さんの力をお借りしなければ進みませんが、境界確定に必要な資料の整理や集約化をするための森林調査などは、同じ協力隊員が日々進めていくてくれています。境界確定後、山主さんに山作業の了承を得た後には、実際に間伐の提案をさせていただいたり、そのための道づくりをご提案させていただくこともあるかと思えます。

協力隊を卒業してからは、先の高橋啓さん、役場の北さんにいるいろと教えてもらいつつ、自身が中心となって下北山村の山をまとめたり、管理を行いながら、現協力隊員の方々そしてこれからの方たちと一緒に村の山を引き継いで行けるよう日々の活動をしていければと思っています。

今後も協力隊員の活動だけでなく日常生活で村民の皆さんにいろいと教えてもらうこともあると思います。皆さんからも気軽に声をかけてもらえればうれしいです。

## 駐在さん通信



### 集中豪雨・台風に備えて

「気象情報を聞き、早めの対応を！」

- 避難に備えて非常持出品の点検
- ベランダの小物を取り込む
- 危険物の漏れ出しを防止
- 雨戸や窓を補強
- テレビ・ラジオの気象情報に注意

• ご近所さんと声掛け

### 「危険ですーその行動」

- 豪雨・強風下での屋根瓦の補強は大変危険です。
- 急な増水により流されるおそれがあるので、河川・田畑の水路には近づかないように。
- 河原でのキャンプやバーベキューを行う際は、降雨に注意し早めに避難しましょう。

### 「土砂災害の前触れ」

• 崖崩れの前触れ

小石がパラパラと落ちる、崖に裂け目ができる、崖から水が湧き出る

• 地滑りの前触れ

地面にひび割れができる、陥没や隆起が生じる

• 土砂流の前触れ

ドンという山なりがなる、川の水が急に減り始める、川の水が濁ってくる

### 警戒レベル4で全員避難を！

警戒レベル3で避難に時間を要するご高齢の方とその支援者は、早めに避難しましょう。

### 交通事故に注意！

道路を横断歩行中に車にはねられ、お亡くなりになる交通事故が多発しています。

車を運転する際は、歩行者（特に高齢者・子ども）を見かけたら減速！

横断歩道を横断する歩行者がいるときは、横断歩道の手前で停止

しなければなりません。（歩行者が優先です。）

夜間走行の際、先行者・対向車がない時は、ヘッドライトを上向きにして歩行者・動物・落下物を早く発見できるように有効にハイビームを活用しましょう。

歩行者の方は、横断歩道があれば横断歩道を横断しましょう。道路を横断する際は、左右の安全確認を確実に行いましょう。

夕方、日が長くなりましたが、夜間の歩行は明るい服装・反射材の着用やライトを持って、車の運転手に早く気づいてもらえるように心がけましょう。

車は大変便利な乗り物ですが、運転を誤れば非常に危険な凶器となってしまう、取り返しのつかない事になります。歩行者を守るため一人一人が安全運転を心がけてください。

### 特殊詐欺にご注意を！

4月末現在、奈良県下での特殊詐欺被害は、82件発生しました。

昨年同期の41件から倍増してい

ます。

被害総額は約1億3930万円  
で昨年同期の6020万円から倍増の被害に遭っています。

本年発生の82件中66件が被害者からキャッシュカードをだまし取ったり、別のカードとすり替えたりする手口です。

さらに、新型コロナウイルス拡大を受け給付される10万円についても、給付金の手続きを名乗った不審電話も増加中です。

「電話口、コロナの話 それは詐欺」

• 役場職員や警察官が、電話で銀行の口座や残高を聞くことは絶対にありません。

• 電話口でのお金の話が出れば「詐欺」と疑ってください。

• 少しでも不審に感じれば、決して1人で判断をしないでください。

• 慌てず、一呼吸落ち着いて、家族や警察に相談してください。



# てんいち先生



## 野焼きは一部の例外を除き、法律で禁止されています！

野外焼却（野焼き）によって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしてしまうこともあります。煙たい、洗濯物に臭いがついて困る、体調の悪い人がいるので困るといった苦情が、寄せられています。ご近所に迷惑にならないようお願いいたします。

### 野焼きとは？

野焼きとは、廃棄物（ごみ等）を適正な焼却施設など（有毒ガスを発生させない施設）以外で焼却することをいいます。ドラム缶や一斗缶での焼却も含まれます。

### 野焼き禁止の例外とはどんなもの？

- 川掃除、道掃除で出た草木の焼却
- 草刈や庭木の剪定で出た草木の焼却
- 稲わら、農作業に伴い刈り取った雑草、伐採した木の枝などの焼却
- どんど焼きなどの行事を行うために焼却
- 暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー

### 野焼き禁止の例外に対する留意事項

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、あくまでも例外であることを十分認識していただき、次のことに留意してください。

- 火災に十分留意して、消火するまでその場を離れないようにする。
- 畑や庭から出た草木はできるだけ焼却は控える。（土に還す、よく乾かして燃やせるゴミとしてゴミ収集に出す。）
- 風向きや焼却する場所、時間帯などに配慮し、大量の煙やひどい臭い等が発生しないようにする。
- 苦情が出ないように、近隣の住民の方の理解を得て、迷惑にならないようにする。

## 第14期被害者支援 ボランティアの 募集について

犯罪や事故の被害者等を支援するボランティアを募集します。

### 【募集期間】

令和2年7月1日～7月31日

### 【応募資格】

- ① 奈良県在住の成人（70歳未満）
- ② 性別、職業、学歴は問いません。
- ③ 被害者支援ボランティアとして積極的に参加できる方

書類選考等の上、養成講座を受講いただきます。

応募方法は、なら犯罪被害者支援センターまでお問い合わせください。

☎ 0742・26・6935

# 住宅家賃助成金のご案内

## ○助成対象者

村営住宅または民間賃貸住宅等に入居している50歳未満の方（契約者本人）

※生活保護受給者、正職員である地方公務員および下北山村役場職員の給与支給に準じた住宅手当を受給している者、村税等の滞納者は対象外

## ○助成金額

- ・家賃の月額から10,000円を控除した額の1/2。(上限50,000円) ※100円未満切捨て
- ・勤め先などから住宅手当を受給している場合は、手当てを差し引いた額の1/2を支給。

(例) 38,500円の家賃を払っていて、勤め先から5,000円の住居手当をもらっている場合  
 $(38,500円 - 10,000円 - 5,000円) \times 1/2 = 11,750円 \rightarrow$ 支給額11,700円/月

## ○支給期間

申請のあった日の属する月からその月の属する年度の3月31日までとなりますので、継続して助成を希望される場合は毎年申請が必要です。また、助成金は3か月ごとにまとめて支給します。

## ○申請・詳細についての問合せ

下北山村役場 地域創生推進室 TEL：6-0001



村にも一部、贈呈いただきました

全国民生委員児童委員連合会は、5月12日に「民生委員・児童委員の日」と定めております。また、この日から1週間（5月12日～18日）を「活動強化週間」となっており、それに合わせ本村の民生委員児童委員協議会では、コロナウイルス感染症予防対策として布マスクを製作しました。

主に高齢者の方を対象に、見回りを兼ねてマスクを持っていない方へ配付し、園児・児童・生徒についても、1人2枚ずつ配布させていただきました。

ここに至るまでには、材料（布やゴム）が手に入りくいいため、委員の皆さんが寄せ集め、パッチワーククラブ員の方々の協力も得て、約600枚以上の布マスクを製作しました。

## 民生児童委員の強調週間の取り組みについて

シルバー募金にご協力いただいた方  
 下池原（5月18日）  
 中 岡 美奈子 さん  
 ご協力いただきました皆様ありがとうございました。

謹んでお悔やみ申し上げます  
 中 岡 伊佐雄 さん（下池原）  
 五月三日 逝去  
 享年七十六才

### 人の動き

令和2年4月30日現在

	先月比	前年同月比
人口	875人 (-2)	(-33)
男	400人 (+1)	(-19)
女	475人 (-3)	(-14)
世帯数	552戸 (+2)	(-19)

発行 下北山村役場 〒639-3803  
 奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内983番地  
 ☎(代)07468-6-0001  
<http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/>